

が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程に係る基準

(1) 前号イ、ロ、トからリまで、ワからヨまで、レ及びソに該当するものであること。

印刷教材は、別表第三の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

(4) 通信指導は、計画的に行うこと。

ハ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 別表第三の科目の欄に定める各科目のうち印刷教材による授業の時間数に定めのあるものについて一回以上行うこととし、添削に当たつては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

ニ 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ホ 面接授業は、養成施設が自ら行うこと。

ヘ 別表第三に定める教育内容を教授するのに必要な教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ト 講義室が面接授業の実施期間において確保されていること。

リ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ヌ 事務職員を有すること。

第四条 第七条第三号に規定する養成施設(別表第一及び別表第三において「社会福祉一般養成施設」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

(1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の三第三項各号に掲げる者

(2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。)を卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)(夜間ににおいて授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。)その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の三第六項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校を卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の三第九項各号に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した

ホ 二の専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

ヘ ニの専任教員のうち一人は社会福祉の原理と政策、高齢者福祉、障害者福祉、児童・家庭福祉又は貧困に対する支援を、一人はソーシャルワークの基礎と専門職(専門)、ソーシャルワークの理論と方法(専門)又はソーシャルワーク演習(専門)を、一人はソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授できる者であること。

ト 前条第一号トからソまでに該当するものであること。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ及びロに該当するものであること。

ロ 前条第一号トからリまで、ワからヨまで、レ及びソ並びに同条第一号ロからヌまでに該当するものであること。

第五条 (介護福祉士の養成施設の指定基準)

法第四十条第二項第一号に規定する養成施設(別表第四において「第一号養成施設」という。)に係る令第一条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入所の資格は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者であることとするものである。

二 修業年限は、二年以上(夜間課程にあつては、三年以上)であること。

三 教育の内容は、別表第四に定めるもの以上であること。

四 別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

五 前号の専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

イ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

ロ 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者

ハ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し三年以上の経験を有する者

ホ 二の専任教員のうち一人は、別表第四の領域の欄の全ての区分における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定めた基準を満たすものとしてあらかじめ届け出されたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者(以下この条において「専任教員課程修了者等」という。)であつて、かつ、法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の専任教員として三年以上の経験を有する者を置くこと。

ヘ 二の専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、第五号イに該当する者であつて専任教員課程修了者等であるもの、又は同号ロ若しくはハに該当する者を置くこと。

ヌ 别表第四の介護の領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、第五号イに該当する者等であるとともに、そのうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

ト 别表第四のところとからだのしくみの領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

八 别表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する専任教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。)であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

九 别表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。)であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

六 第四号の専任教員のうち一人は、別表第四の領域の欄の全ての区分における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定めた基準を満たすものとしてあらかじめ届け出されたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者(以下この条において「専任教員課程修了者等」という。)であつて、かつ、法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の専任教員として三年以上の経験を有する者を置くこと。

七 别表第四の人間と社会の領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、第五号イに該当する者であつて専任教員課程修了者等であるもの、又は同号ロ若しくはハに該当する者を置くこと。

八 别表第四の介護の領域に区分される教育内容を教授する専任教員は、専任教員課程修了者等であるとともに、そのうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、第五号イに該当する者等であるとともに、そのうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

九 别表第四のところとからだのしくみの領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

十 一学級の定員は、五十人以下であること。

- 十一 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な普通教室を有すること。
- 十二 介護実習室及び入浴実習室並びに調理設備を有する家政実習室を有すること。
- 十三 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。
- 十四 介護実習は、次に掲げる内容の実習により構成され、介護実習の総時間数に対する口の実習の時間数の割合が三分の一以上であるとともに、次に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ次に定める者を実習指導者とすること。
- イ 介護実習を行うのに適当な施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるもの（以下この号、次号及び第八条第一項第十号において「介護実習施設等」という。）であつて、その人員の配置について介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）その他の関係法令に基づく基準を満たすものにおいて行われる実習介護福祉士の資格を有する者は又は介護職員として三年以上の実務経験を有する者
- ロ 次に掲げる要件に適合する介護実習施設等において行われる実習介護福祉士の資格を取得した後三年以上の実務経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するため行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者
- (1) 実習における指導のマニュアルを整備するとともに、実習指導者を中心とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が三割以上であること。
- (2) 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。
- (3) 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。
- (4) 介護実習施設等における介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されてること。
- 十五 一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う生徒の数は、その指

導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

十六 専任の事務職員を有すること。

十七 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十八 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

十九 法第四十条第二項第二号に規定する養成施設及び同項第三号に規定する養成施設（施行規則第二十条第二号に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等を卒業した者に対する教育を行つるものに限る。）（別表第四において「第二号等養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 入所の資格は、学校教育法に基づく大学において法第四十条第二項第二号に規定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）若しくは施行規則第十九条各号に規定する者又は学校教育法第九条第一項の規定により大学に入学することができる者（施行規則第二十条第二号に規定する者を含む。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 二 修業年限は、一年以上（夜間課程にあっては、二年以上）であること。
- 三 介護実習は、第五条第十四号イ及びロに掲げる内容の実習により構成され、同号ロの実習の時間数が百五十時間以上であるとともに、同号に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ同号イ及びロに定める者を実習指導者とする者
- 四 第十五条第三号から第六号まで、第八号から第十三号まで及び第十五号から第十八号までに該当するものであること。
- 五 第十五条第三号から第六号まで、第八号から第十三号まで及び第十五号から第十八号までに該当するものであること。
- 六 第四十四条第一項第五号に規定する養成施設（別表第五において「第五号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 七 一日間課程及び夜間課程に係る基準
- イ 修業年限は、六月以上（施行規則第二十一条第三号に掲げる者にあっては、一ヶ月以上）であること。
- ロ 教育の内容は、別表第五に定めるもの以上であること。
- ハ 别表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。
- 二 别表第五に定める教育の一部を他の養成施設等に実施させる場合には、当該他の養成施設等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。
- ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会で、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他者の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

- ト 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。
- チ 一学級の定員は、五十人以下であること。
- 第十七条 法第四十条第二項第三号に規定する養成施設（施行規則第二十条第一号に掲げる学校その他の施設を卒業した者に対する教育を行うものに限る。別表第四において「第三号養成

設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入所の資格は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（施行規則第二十条第一号に掲げる学校その他の施設が大学である場合において、当該大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて同号に掲げる学校その他の施設を卒業した者であることとするものであること。

二 修業年限は、一年以上（夜間課程にあっては、二年以上）であること。

三 介護実習は、第五条第十四号イ及びロに掲げる内容の実習により構成され、同号ロの実習の時間数が百五十時間以上であるとともに、同号に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ同号イ及びロに定める者を実習指導者とする者

四 第十五条第三号から第六号まで、第八号から第十三号まで及び第十五号から第十八号までに該当するものであること。

五 第十五条第三号から第六号まで、第八号から第十三号まで及び第十五号から第十八号までに該当するものであること。

六 第四十四条第一項第五号に規定する養成施設（別表第五において「第五号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

七 一日間課程及び夜間課程に係る基準

イ 修業年限は、六月以上（施行規則第二十一条第三号に掲げる者にあっては、一ヶ月以上）であること。

ロ 教育の内容は、別表第五に定めるもの以上であること。

ハ 别表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

二 别表第五に定める教育の一部を他の養成施設等に実施させる場合には、当該他の養成施設等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会で、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他者の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

知識及び技能を有すると認められる者（次号において「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

（1）介護福祉士の資格を取得した後五年以上実務経験を有する者

（2）学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

- （3）学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第四号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者
- （4）法第四十条第二項第五号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第五に定める介護の基本I若しくはII、コミュニケーション技術、生活支援技術I若しくはII又は介護過程IからIIIまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者
- （5）法附則第九条第一項各号に規定する高等学校又は中等教育学校（次号ハ（5）において「特例高等学校等」という。）の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者
- ハ 介護過程II-Iを教授する教員は、ホの（1）から（5）までのいずれかに該当する者であつて、かつ、第五条第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

た職業訓練校等は、第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等の指定規則（以下「新規則」という。）の規定により指定された職業能力開発校等とみなす。

旧規則第三条の規定による職業訓練校等の指定の申請書は、新規則第三条の規定による職業能力開発校等の指定の申請書とみなす。

旧規則第四条の規定による変更の申請書又は届出書は、新規則第四条の規定による変更の申請書又は届出書とみなす。

附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第二号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
2 (経過措置) この省令の施行の際現に社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第四条第一項に規定する指定養成施設等(社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第号までの規定による指定を受けたものに限る。)において、社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は介護実習指導を教授する専任教員(以下この項において「専任教員」という。)である者及びこの省令の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに専任教員として登録された者は、この規定の適用を受けない。

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
(社会福祉士介護福祉士学校養成施設施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第四条 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十一条第七項の助教授の職にあつた者は、第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(以下「新指定規則」という。)第三条第一号トの規定の適用については、准教授の職にあつた者とみなす。

第五条 この省令の施行の際現に指定を受けてい

五 令第七条の規定により指定を取り消した場合
（令第八条の規定による申請に基づき指定を取り消した場合にあつては、指定を取り消した旨並びに取り消した日及び第三号に掲げる事項。）

（講習会修了者名簿の提出）

第十三条 第三条第一号ト（4）及びワ、第五条第六号、第九号の二及び第十四号ロ並びに第七条の二第一号ホに規定する講習会を行う者は、当該講習会を行つたときは、遅滞なく、当該講習会の課程を修了した者の氏名、性別、当該講習会の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（権限の委任）

第十四条 前条に規定する厚生労働大臣の権限

附 則（平成一一年一〇月二二日厚生省令第八九号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
この省令の施行の際現に指定を受けている社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第一号に規定する社会福祉士、短期養成施設等、同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等並びに同法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校、職業能力開発校等及び養成施設において社会福祉士又は介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第三条から第七条までの規定にかかるわらず、なお従前の例によることとが

員となる者は、平成二十年三月三十日までに、この省令による改正後の社会福祉士に関する職業能力開発校等養成施設指定規則（次項において「新規則」という。）第七条第一項第五号に規定する「専任教員課程修了者等」とみなす。

3 この省令の施行前に新規則第七条第一項第五号に規定する基準を満たす講習会に相当する講習会において修めた科目については、同号に規定する基準を満たす講習会において修めたものとみなす。

附 則（平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号抄）

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則（平成一四年三月二六日厚生労働省令第三八号抄）

る社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）。以下「法」という。第七条第一号若しくは第三号に規定する養成施設において、第二条の規定による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（附則第十二条及び第二十二条から二十四条までにおいて「旧指定規則」という。別表第一の社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習又は社会福祉援助技術現場実習指導を教授する専任教員又は教員については、新指定規則第三条第一号ト、同条第二号イ、第四条第一号ト又は同条第二号ロの規定にかかるらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、専任教員又は教員として相談援助演習、相談援助実習又は相談援助実習指導を教授することができる。

は、地方厚生局長に委任する。
前項の規定により地方厚生局長に委任された
権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、
地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げ
ない。

附 則（平成一一年一二月二八日厚生省
令第一〇六号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十二年四月一日から施行す

1
（施行期日）
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則（平成一七年四月一日厚生労働省令第七五号）抄
（施行期日）

同条第二号ロの規定にかかるらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、社会福祉士の資格を取得後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者を実習指導者とすることができる。

附則 この省令は、昭和六十二年十一月二十日から施行する。

る。

附 則(平成二年一〇月一〇日厚生省
令第一二七号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一九年一二月五日厚生労働省令第一四四号）

第七条 相談援助実習を行う施設又は事業所においては、新指定規則第三条第一号ワ、同条第二号イ、第四条第一号ト又は

附則(平成五年三月一六日厚生省令第一〇号)抄
この省令は、平成五年四月一日から施行する。

1 (施行期日)
この省令は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平
成十三年一月六日)から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成十九年一月二十五日厚生労働省令第一五二号）

同条第二号ロの規定にかかるらず、当分の間、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障

2 第二条の規定による改正前の社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則（以下「旧規則」という。）の規定により指定され

附 則（平成一三年七月一三日厚生労働省令第一四八号）

施行する。

害者福祉司、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所

員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十五号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事として八年以上相談援助の業務に従事した者又は新指定規則第三条第一号ト（4）に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を平成二十一年三月三十一日までに修了した者を実習指導者とすることができる。

第八条 この省令の施行の際現に指定を受けている法第三十九条第一号から第三号までに規定する養成施設における教務に関する主任者については、新指定規則第五条第六号、第六条第四号又は第七条第四号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、新指定規則第五条第六号に規定する教務に関する主任者となることができる。

第九条 この省令の施行の際現に指定を受けている法第三十九条第一号に規定する養成施設における専任教員であつて医師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者については、新指定規則第五条第七号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、新指定規則第五条第七号に規定する責任を有する者となることができる。

第十条 この省令の施行の際現に指定を受けている法第三十九条第一号から第三号までに規定する養成施設における教員であつて医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者については、当該養成施設においてこのとからだのしくみの領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等を行うための必要な体制の確保が適切に講じられている場合には、新指定規則第五条第九号、第六条第四号又は第七条第四号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、新指定規則第五条第九号に規定する責任を有する者となることができる。

第十二条 この省令の施行前に旧指定規則第七条第一項第五号に規定する講習会の課程を修了した者は、この省令の施行の日に、新指定規則第五条第六号に規定する講習会の課程を修了したものとみなす。

第十三条 この省令の施行の際現に介護実習を行う施設又は事業所において介護実習の指導を行っている実習指導者については、新指定規則第五条第十四号、第六条第四号又は第七条第四号

の規定にかかるわらず、平成二十四年三月三十日までの間は、実習指導者として介護実習の指導を行うことができる。

第十三条 介護実習を行ふ施設又は事業所における実習指導者については、新指定規則第五条第十四条号、第六条第四号又は第七条第四号の規定にかかるわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、介護福祉士の資格を取得後三年以上の実務経験を有する者を実習指導者とすることができる。

第十四条 介護実習を行ふ施設又は事業所における実習指導者については、新指定規則第五条第十四条号、第六条第四号又は第七条第四号の規定にかかるわらず、当分の間、新指定規則第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を平成二十一年三月三十一日までに修了した者を実習指導者とすることができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第六十ニ号)。以下この条において「改正令」という。)附則第四条の規定に基づき読み替えて適用する改正令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)。以下「新令」という。)第六条第二項に規定する主務省令で定める基準(改正令の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士の養成施設において社会福祉士又は介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る基準をいう。)は、次の各号に掲げる養成施設の区分に応じ、それぞれ該各号に定める基準とする。

一 法第七条第二号に規定する養成施設 旧指定規則第五条に定める基準

二 法第七条第三号に規定する養成施設 旧指定規則第六条に定める基準

三 法第三十九条第一号に規定する養成施設 旧指定規則第七条第一項に定める基準

四 法第三十九条第二号に規定する養成施設 旧指定規則第七条第二項に定める基準

五 法第三十九条第三号に規定する養成施設 旧指定規則第七条第三項に定める基準

第二十三条 この省令の施行前に旧指定規則第九条の規定によりされた報告の求め又は指示は、新令第六条の規定によりされた報告の求め又は指示とみなす。

第二十四条 この省令の施行前に旧指定規則第十三条の規定により厚生労働大臣に提出された申請書は、新令第八条の規定により主務大臣に提出された申請書とみなす。

附 則 (平成二一年三月三一日厚生労働省令第八六号)
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月一日厚生労働省令第一三三号)
(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二十五日厚生労働省令第七一号)
(施行期日) 第二条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五五号)
(施行期日) 第三条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働省令第七六号)
(施行期日) 第四条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働省令第七七号)
(施行期日) 第五条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び第六条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

法第四十条第二項第二号の指定を受けた養成施設の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合(新規則第二十一条第三号に掲げる者に係る場合に限る)における第四条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働省令第七八号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月一日厚生労働省令第一六八号)
(施行期日)

第一条 (施行期日) この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年一月一六日厚生労働省
省令第一五号)

（施行期日等）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。附則第三条において「法」という。）第四十条第二項第一号に規定する養成施設（以下「第一号養成施設」という。）のうち修業年限が四年以上のもの又は同項第二号若しくは第三号に規定する養成施設（以下「第二号養成施設」という。）のうち修業年限が三年以上四年未満のもの 平成三十二年四月一日
成三十一年四月一日

二 第一号養成施設のうち修業年限が三年以上の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

第二条 新規則別表第四の規定の適用日の前日において現に指定を受けている第一号養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、同表の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 新規則の施行後に法第四十条第二項第一号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関する手続その他の行為は、新規則別表第四の規定の適用前ににおいては、新規則別表第四の規定により行うことができる。

附 則 (令和元年九月一三日厚生労働省
令第四六号)

（施行期日）

法施行規則様式第十一号の改正規定に限る。)の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、第三条、第四条、第六条、第七条、第十一条(同令第四十二条の次に次の二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。)、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 賦
（令和二年三月六日厚生労働省令
第七号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の社会福祉士介護福

士養成施設指定規則（以下「新養成施設規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分

応じ、当該各号に定める日から適用し、当該号に定める日の前日において現に社会福祉士

び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けている養成施設（以下「社

福祉士養成施設」という。)において社会福祉として必要な知識及び技能を修得中の者に

る養成課程については、なお従前の例による
とができる。

一 社会福祉士養成施設のうち修業年限が三
を超えるもの 令和三年四月一日

二 社会福祉士養成施設のうち修業年限が二年を超えるもの 令和四年四月一日

三 社会福祉士養成施設のうち修業年限が一年を超えるもの 令和五年四月一日

四 社会福祉士養成施設のうち修業年限が一
以下のもの 令和六年四月一日

(準備行為)

び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指

及びこれに関し必要な手続その他の行為は、則第一条第二項各号に規定する新養成施設規

規定の適用前においても、新養成施設規則規定の例により行うことができる。

附 則（令和四年一月三一日厚生労働
令第二〇号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

科目	別表第一（第三条、第四条関係）
	時間数

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うもので、講義の時間数は少なく、

尊厳と自立、人間関係とコミュニケーションーショーン及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

合計
備一 第一号養成施設における人間と社会に關する選択科目の時間数については、人間の

四 第二号養成施設における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目について、その科目の履修を免除することができる。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は直接授業とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行いうよう努めるものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は直接授業とするものとする。
三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行いうよう努めるものとする。